

外来後発医薬品使用体制加算

施設基準

外来後発医薬品使用体制加算

施設基準に応じていずれかを加算	届出直近3ヶ月の後発医薬品の規格単位数量の割合
外来後発医薬品使用体制加算1 5点	90%以上
外来後発医薬品使用体制加算2 4点	85%以上90%未満
外来後発医薬品使用体制加算3 2点	75%以上85%未満

後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用を積極的に行い、施設基準の届出を行えば、処方料42点に対し**1処方ごと**に加算が可能

薬剤師がいなくても届出は可能です

施設基準

外来後発医薬品使用体制加算

様式 38 の 3

外来後発医薬品使用体制加算の施設基準に係る届出書添付書類

1. 届出に係る外来後発医薬品使用体制加算の区分 (いずれかに○を付す)

- 外来後発医薬品使用体制加算 1
(カットオフ値(「3.」の④) 50%以上かつ後発医薬品の割合(「3.」の⑤) 90%以上)
- 外来後発医薬品使用体制加算 2
(カットオフ値(「3.」の④) 50%以上かつ後発医薬品の割合(「3.」の⑤) 85%以上90%未満)
- 外来後発医薬品使用体制加算 3
(カットオフ値(「3.」の④) 50%以上かつ後発医薬品の割合(「3.」の⑤) 75%以上85%未満)

2. 後発医薬品の使用を促進するための体制の整備

後発医薬品の品質、安全性、安定供給体制等の情報を入手・評価する手順	品質、安全性は「オレンジブック総合版ホームページ」等を参考にして、供給体制等はMR、MSに確認したうえで、後発医薬品メーカーのホームページ等を参考にして、院内後発品採用検討委員会で採用を決定する。
-----------------------------------	--

施設基準

外来後発医薬品使用体制加算

3. 医薬品の使用状況(平成 年 月 日時点)

全医薬品の規格単位数量及び後発医薬品の規格単位数量並びにその割合				
期間 (届出時の直近3か月: 1か月ごと及び3か月間の合計)	年月	年月	年月	年月 ~ 年月 (直近3ヶ月間の合計)
全医薬品の規格単位数量(①)				
後発医薬品あり先発医薬品及び後発医薬品の規格単位数量(②)				
後発医薬品の規格単位数量(③)				
カットオフ値の割合(④) (②/①)(%)				
後発医薬品の割合(⑤) (③/②)(%)				

☆印や★印の付記された薬剤、空欄の薬剤はこの①にのみカウントし、②③にはカウントしない。

詳細は後のスライドで

注: ④と⑤小数点以下3桁は切り捨て

外来後発医薬品使用体制加算

届出直近3ヶ月の後発医薬品の規格単位数量の割合の算出方法

➤ 最もカンタンな方法

お使いのレセコンで算出する方法

⇒詳細はレセコンメーカーに問い合わせ

➤ 実際に算出する方法

⇒直近3ヶ月における各月すべての患者に対する投薬を累積したものをを用いて以下の方法により算出

↓
詳細は次のスライドへ

外来後発医薬品使用体制加算

➤ 実際に算出する方法

厚労省ホームページ

↓
薬価基準収載品目リストおよび後発医薬品に関する情報について

↓ この言葉で検索すると早くみつかります

5. その他(各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報)

↓
この中のエクセルデータを活用

- 1: 後発医薬品がない先発医薬品
- 2: 後発医薬品がある先発医薬品
- 3: 後発医薬品
- ☆
- ★
- 空欄

→ エクセルデータを開いたら
Ctrlキーを押しながらFキーで
カンタンに検索できます

外来後発医薬品使用体制加算

➤ 実際に算出する方法

規格単位数量の数え方の例

	薬剤	規格単位	処方	規格単位数量
2先	ロキソニン60mg	1錠	1錠×5回分	5
3後	カロナール300mg	1錠	2錠×5回分	10
3後	カロナール細粒20%	1g	2g×5回分	10
空欄	メイアクトMS100mg	1錠	3錠分3×3日分	9
3後	アズレン含嗽用散「トーフ」	1g	1g×6回分	6
3後	オルテクサー口腔用軟膏0.1%	1g	5g	5
空欄	ネオステリングリーンうがい液	1ml	40ml	40

各月すべての患者に対する投薬を累積

↓
全医薬品の規格単位数量(①)欄

後発医薬品あり先発医薬品及び後発医薬品規格単位数量(②)欄

後発医薬品の規格単位数量(③)欄……を記入

外来後発医薬品使用体制加算

➤ 実際に算出する方法

$$\text{カットオフ値の割合(④)欄} = \frac{\text{(②)欄}}{\text{(①)欄}}$$

$$= \frac{\text{(後発医薬品あり先発医薬品+後発医薬品)の規格単位数量}}{\text{全医薬品の規格単位数量}}$$

1~3の付記がなく☆印や★印の付記された薬剤、空欄
の薬剤も算出数値にカウントする

=50%以上であること ← 歯科はほとんど対象になります

外来後発医薬品使用体制加算

➤ 実際に算出する方法

$$\text{後発医薬品の割合(⑤)欄} = \frac{\text{(③)欄}}{\text{(②)欄}}$$

$$= \frac{\text{後発医薬品の規格単位数量}}{\text{(後発医薬品あり先発医薬品 + 後発医薬品)の規格単位数量}}$$

この割合に応じて外来後発医薬品使用体制加算1～3を選択

外来後発医薬品使用体制加算

後発医薬品の採用について検討を行う委員会等の名称、目的、構成員の職種・氏名等、検討する内容、開催回数等を記載した概要を添付すること。

〇〇歯科医院	外来後発医薬品採用検討委員会
	当院における安全・安心な後発品の使用促進を図ることを目的とする。
検討委員	委員長 院長： 委員 歯科衛生士： 委員 受付事務：
開催回数	6月、12月の年2回を原則とする。 新規後発医薬品の採用に際しては、随時開催する。
検討する内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 採用候補の後発医薬品についての、品質、安全性、供給体制、価格等の情報の収集 ・ 収集した情報をもとに、当該医薬品の採用について、検討、決定 ・ 収集した情報をもとに、採用するメーカーを決定 ・ 採用後の処方について、副作用、効果等の検討 ・ 採用についての評価